

保護者様

足利市立第三中学校
校長 高木 秀和

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、出席停止（欠席日数に含まれません）の処置をとることになっております。

万一、お子さんが感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。裏面の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。

なお、医師より登校の許可が出ましたら（口頭でよい）、下記の登校届を保護者の方が記入し（インフルエンザの場合は型まで）、登校の際に学級担任へ提出してください。

登 校 届

足利市立第三中学校長 様

年 組 番 生徒氏名

病名	
診断を受けた病院	
出席停止期間	令和 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

登校届

《記入例》

足利市立第三中学校長 様

1年 1組 1番 氏名 足利 三太郎

病名	インフルエンザB型
診断を受けた病院	さんなかクリニック
出席停止期間	令和 2年 4月17日(金) ~ 4月 23日(木)

医師の許可が出ましたので登校します。(インフルエンザの場合は型まで)

令和 2年 4月 23日

保護者氏名 足利 太郎 ㊞

主な学校感染症の出席停止期間一覧

病名	主要症状	出席停止期間
インフルエンザ	高熱、関節痛 鼻・のど・気管支の炎症	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹(はしか)	鼻汁、目やに、発熱、発疹、粘膜のカタル症状	解熱後3日を経過するまで
風疹(3日はしか)	発熱、発疹、リンパの腫れ、カタル症状	発疹が全て消失するまで
水痘(水ぼうそう)	発熱 発疹→水疱→かさぶた	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、耳の下からあごの下にかけての腫れと痛み	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
手足口病	軽い発熱、水疱が手足・口にできる	水疱が消えるまで
百日咳	がんこで激しい咳(夜に多い) 熱はあまり出ない	特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
溶連菌感染症	発熱 のどの痛み(扁桃腺の肥大、いちご舌、発疹)	主な症状がおさまるまで
感染性胃腸炎	吐き気、嘔吐、下痢、腹痛	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
マイコプラズマ感染症	発熱、しつこく続く乾いた咳	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者

※表の中にある感染症の他に医師より出席停止と診断された場合は、お手数をおかけしますが、その旨をご連絡ください。よろしくお願い致します。